美濃加茂市告示第２０号

美濃加茂市防犯カメラ設置事業補助金交付要綱を次のように定める。

平成３１年３月２０日

美濃加茂市長　　伊　藤　誠　一

美濃加茂市防犯カメラ設置事業補助金交付要綱

（目的）

第１条　この告示は、安全で安心できる住みよい地域社会の実現のため、新たに防犯カメラを設置しようとする者に対し、防犯カメラ設置事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することによって、防犯カメラの設置の促進を図ることを目的とする。

　（適用例規）

第２条　補助金の交付に当たっては、美濃加茂市補助金等交付規則（平成２５年美濃加茂市規則第４３号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この告示による。

（定義）

第３条　この告示における用語の意義は、美濃加茂市防犯カメラの設置及び運用に関する条例（平成３１年美濃加茂市条例第４号。以下「条例」という。）の例による。

（補助金交付の対象）

第４条　補助金の交付を受けることができるもの（以下「補助対象者」という。）は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 自治会その他の地域的な共同活動を行う団体

　(2) 商店街振興組合法（昭和３７年法律第１４１号）に基づく商店街振興組合及び商店街振興組合連合会、中小企業等協同組合法（昭和２４年法律第１８１号）に基づく事業協同組合並びにこれらに準ずる団体

(3) 自主防犯活動団体

(4) その他市長が適当と認める団体

（補助対象事業）

第５条　補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次の各号に掲げる要件を満たすものとする。

(1) 市内に設置される防犯カメラであること。

(2) 防犯カメラを設置した日から起算して５年間は、その利用を継続すること。ただし、市長がやむを得ないと認める場合は、この限りでない。

(3) 条例の規定を遵守こと。

(4) 防犯カメラの設置について、地域住民その他の関係者の同意を得ていること。

（補助対象経費）

第６条　補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次の各号に掲げるものとする。ただし、賃貸借の場合は、当該防犯カメラを設置しようとする年度にかかる経費に限る。

(1) カメラ、録画装置その他防犯カメラと一体として機能する機器の購入費又は賃借料

(2) 防犯カメラの設置工事にかかる経費

(3) 防犯カメラの設置を示す表示にかかる経費

（補助対象外経費）

第７条　前条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる経費については補助の対象としないものとする。

(1) 維持又は管理に要する経費

(2) 地代及び占用料

(3) 機器の移設及び撤去にかかる経費

（補助金の額等）

第８条　補助金の額は補助対象経費に３分の２を乗じた額とする。ただし、設置する防犯カメラの台数に２０万円を乗じて得た額を限度とする。

２　補助金の額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

３　補助金の交付の対象となる防犯カメラの台数は、同一年度内において１団体につき３台を上限とする

（交付の申請）

第９条　規則第８条第２項第４号のその他市長が必要と認める書類は、次に掲げるものとする。ただし、市長がやむを得ないと認めた場合は、この限りではない。

(1) 防犯カメラの設置に要する経費の見積書

(2) 防犯カメラの仕様が分かる書類

(3) 防犯カメラ設置場所の現況写真

(4) 防犯カメラ設置場所及び撮影対象区域が確認できる図面

(5) 防犯カメラ設置場所の地権者等の同意書（設置場所を借りる場合に限る。）

２　規則第８条第１項の規定による期日は、当該事業を実施しようとする日前３０日とする。

（実績報告の期日）

第１０条　規則第１８条第１項の規定による期日は、補助事業完了後３０日又は補助金交付決定を受けた日の属する年度の３月末日までのいずれか早い日とする。

　（実績報告の添付書類）

第１１条　規則第１８条第２項第３号のその他市長が必要と認める書類は、次に掲げるものとする。

(1) 領収書の写し又はこれに相当する書類

(2) 設置した防犯カメラ及び撮影している旨の表示の現況写真

(3) 設置した防犯カメラにより撮影された画像

（委任）

第１２条　この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この告示は、平成３１年４月１日から施行する。